〔佐喜草〕月日をかく事　すこしくはしくいひてよからんには、む月のついたち比、又はつい（ちばかり）たみな月のもちばかり、玄はすのつごもり比（又はつごもりかた）など、かくべし、（中略）ついたち頃は上旬のこと、つごもり比は下旬の事なり、今いふついたち、つごもりの日といふは、いまとおなじ、又む月かみの十日ばかり、みな月の中の十日ばかり、玄はすの玄もの十日ばかりともかくべし、又む月の十日あまりなどともかくべきなり、みな月の廿日あまりなどやうにかくは、ひがごとなり、こはたゞいつかいでにいはん、今の歌人の、む月のはじめの五日ほどをつかとかくべし、はじめといふまじき也、十五日廿五日を、中の五日、下の五日とかくなども、こゝとわりはさる事なれど、ぞりはいかゞ事なり、

〔古事記中仲哀〕亦到坐筑紫末羅縣之玉島里而、御食其河邊之時、當四月之上旬、

〔古事記傳三十〕上旬は波士米能許呂とも訓べし、都紀多知能許呂とも訓べし、云こゝかみのとをかと（の歌にもあれど、なほ上代の言には非めれば、然訓はわろけむ、）都紀多知は月立なり、後に朔字を當て、ついたちと云、つきをついと云は音便なり、○中略此に四月上旬とあるは、當時然言しには非ず、後の名を以て語傳へたるなり、

〔源氏物語三十三藤裏葉〕四月のついたちごろ、おまへの藤の花、いとおもしろうさきみだれて、よのつねの色ならず、○下略

〔源註拾遺藤裏葉〕四月のついたち頃

今案、これは七日也、然るをついたち頃といふは、朔日二日のついたちにはあらず、卯月のたちたる頃なればかくいへり、萬葉第六三日月の歌にも、月たちてたゞみか月と讀り、

〔枕草子四〕これ○雪山いつまでありなんと、人々のたまはするに、○中略む月の十五日までさぶらひなんと申を、御前にもえさはあらじとおぼすめり、女房などはすべて年の内つごもりまでもあらじとのみ申に、あまりとをくも申てけるかな、げにえしもさはあらざらん、ついたちなどぞ申べかりけると、下にはおもへど、さばれさまでなどいひそめてん事はとて、かたうあらがひつ、

〔日本書紀十一仁德〕三十八年七月、天皇與皇后居高臺而避暑時、毎夜自兎餓野有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲